



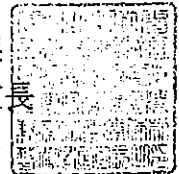
障医発 0428 第2号
平成22年4月28日

各 都道府県 精神保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課

医療観察法医療体制整備推進室長



医療観察診療報酬明細書等の記載要領について

医療観察法診療報酬明細書等の記載要領については、「医療観察診療報酬明細書等の記載要領について」（平成20年9月5日障精発第0905001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知（以下「旧通知」という。））により取り扱われているところであるが、今般、記載要領を別紙のとおり定め、平成22年5月1日（4月診療分）から適用することとしたので、貴管下市町村はじめ関係機関に対する周知方につき配慮されたい。

なお、本通知の適用に伴い、旧通知は、平成22年4月30日限り廃止する。

訪問看護ステーション記載用

I 一般的事項

次に掲げるもののほか、訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書等の記載要領について（平成18年3月30日保発第0330008号。以下「看護記載要領」という。）別紙のIと同様であること。

- 1 法に基づく診療報酬明細書には、法に基づく診療報酬に係る事項のみ記載し、医療保険その他公費負担医療に基づく診療報酬に係る事項は一切記載しないこと（医療保険その他公費負担医療に基づく診療報酬については、別の診療報酬明細書を作成すること。）。
- 2 明細書に記載する金額については、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察に関する法律第83条第2項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成17年厚生労働省告示第365号）に定めるとおり、1点を10円として算定した金額を記載すること。

II 請求書等の記載要領

1 請求書に関する事項（様式第一条関係）

看護記載要領別紙IIの第1の1、2、3、4、5、9、10及び11と同様であること。

2 明細書に関する事項（様式第三）

次に掲げるもののほかは、看護記載要領別紙のIIの第2の1、2、3、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22及び23と同様であること。

（1）「6訪問」における「1 社・国 2 公費 3 後期 4 退職」（以下

「保険種別1」という。）、「1 単独 2 2併 3 3併」（以下「保険種別2」という。）及び「2 本人 4 六歳 6 家族」（以下「本人・家族」という。）欄について

- ア 「保険種別1」欄については、2 公費の番号を○で囲むこと。
- イ 「保険種別2」欄については、1 単独の番号を○で囲むこと。
- ウ 「本人・家族」欄については、2 本人の番号を○で囲むこと。
- エ 電子計算機の場合は、以下のいずれかの方法によること。
 - ・ 当該欄の上に選択する番号及び保険種別等のみを記載する。
 - ・ 選択肢をすべて記載した上で、選択しないものをすべて＝線で抹消する。

(2)「公費負担者番号①」欄について
別添「公費負担者番号」により記載すること。

(3)「氏名」欄について

- ア 訪問看護を受けた者の姓名を記載すること。
なお、電子計算機の場合は、例外的に漢字を読み替えたカタカナを使用すること又はひらがなをカタカナに読み替えて記載することも差し支えないこととするが、この場合には姓名を記載することとし、姓と名の間にスペースをとること。
- イ 性別は該当するものを○で囲むこと。
なお、電子計算機の場合は、「1 男」又は「2 女」と記載しても差し支えないこと。
- ウ 生年月日は以下によること。
 - (ア) 該当する元号を○で囲み、生まれた年月日を記載すること。
 - (イ) 電子計算機の場合は、元号については、「1 明」、「2 大」、「3 昭」又は「4 平」と記載すること。

(4)「基本療養費」欄について

- ア 基本療養費を＝で抹消することにより、医療観察訪問看護基本料欄と読み替えること。また、「基本療養費（Ⅰ）及び（Ⅲ）」は「医療観察訪問看護基本料（Ⅰ）」に、「基本療養費（Ⅱ）」は「医療観察訪問看護基本料（Ⅱ）」に読み替えるものとする。
- イ 医療観察訪問看護基本料（Ⅰ）を算定する場合
保健師、看護師又は作業療法士が医療観察訪問看護を行った場合は、⑪の「看護師等」の項に「×、×××」円、当該月に医療観察訪問看護を行った日数及びこれらに乗じて得た額を記載すること。
- ウ 医療観察訪問看護基本料（Ⅰ）の加算について
複数の看護師等による医療観察訪問看護が必要な者に対して、看護師等が当該訪問看護ステーションの他の保健師、看護師又は作業療法士と同時

に医療観察訪問看護を行った場合には、⑳の「複数名訪問看護加算」欄の上段「看護師等」の項に「×, ×××」円、また、准看護師と同時に医療観察訪問看護を行った場合は下段の「准看護師等」の項に「×, ×××」円、当該月において訪問した日数及びこれらを乗じて得た金額を記載すること。

エ 医療観察訪問看護基本料（Ⅱ）を算定する場合

保健師、看護師、作業療法士が医療観察訪問看護を行った場合は、㉑の「保健師、看護師又は作業療法士」欄に、「×, ×××」円、当該月に医療観察訪問看護を行った日数及びこれらを乗じて得た金額を記載すること。

なお、延長時間加算を算定した場合は、㉒の「延長時間加算」欄に、「×××」円、当該月に医療観察訪問看護を行った延長時間数の合計及びこれらを乗じて得た額を記載すること。

(5) 「管理療養費」欄について

ア 管理療養費を＝で抹消することにより、「医療観察訪問看護管理料」欄に読み替えること。

イ 医療観察訪問看護管理料を算定する場合

(ア) 月の初日の訪問の場合は、左側の「 」円の項に「×, ×××」円と記載すること。

(イ) 月の2日目以降の訪問の場合は、中央の「 」円の項に「×, ×××」円と記載し、「日」の項には訪問した日数から1を引いた数を記載すること。

(ウ) 右側の「円」の項には、(ア)及び(イ)により計算した合計金額を記載すること。

(6) 「情報提供療養費」欄について

ア 情報提供療養費を＝で抹消することにより、「医療観察訪問看護情報提供料」欄に読み替えること。

イ 医療観察訪問看護情報提供料を算定する場合

当該月において、当該医療観察訪問看護の必要な通院対象者の精神保健観察を担当する保護観察所が開催するケア会議に出席し、保護観察所を含む関係機関に対して通院対象者の医療観察訪問看護の状況等の情報を提供した場合に、「×, ×××」円と記載し、「提供した情報の概要」欄にケア会議の開催日と提供した情報の内容を記載し、「情報提供先の市（区）町村等の名称」欄に情報提供をした保護観察所を含む関係機関の名称を記載すること。

(7) 「訪問日」欄について

ア 医療観察精神科訪問看護・指導料を算定した場合は、訪問看護を行った日について、該当する日付を○で囲むこと。

イ 訪問看護を行った日について、1日に2回訪問を行った場合は、その日付を◎で囲み、1日に3回以上訪問を行った場合は、その日付を◇で囲むこと。

ウ 長時間訪問看護加算を算定した場合は、その日付を○で囲むこと。

(8)「合計」欄について

合計については、「請求」の項の「公費①」の項に記載すること。

別添

公費負担者番号

保険者名	法別	府県	実施機関	検証	管轄区域
北海道厚生局	3 0	0 1	1 0 0	1	北海道
東北厚生局	3 0	0 4	1 0 0	8	青森県、岩手県、宮城県 秋田県、山形県、福島県
関東信越厚生局	3 0	1 1	1 0 0	9	茨城県、栃木県、群馬県 埼玉県、千葉県、東京都 神奈川県、新潟県 山梨県、長野県
東海北陸厚生局	3 0	2 3	1 0 0	5	富山県、石川県、岐阜県 静岡県、愛知県、三重県
近畿厚生局	3 0	2 7	1 0 0	1	福井県、滋賀県、京都府 大阪府、兵庫県、奈良県 和歌山県
中国四国厚生局	3 0	3 4	1 0 0	2	鳥取県、島根県、岡山県 広島県、山口県、徳島県 香川県、愛媛県、高知県
九州厚生局	3 0	4 0	1 0 0	4	福岡県、佐賀県、長崎県 熊本県、大分県、宮崎県 鹿児島県、沖縄県